

平成 28 年度の目的税の使いみち

目的税は、その収入を特定の事業に充てるために、その経費の支出と何らかの関係を有する者にその負担を求める税金であり、税負担者に対する説明責任を果たす観点から、その用途について公表しています。

本市の目的税には、都市計画税と入湯税があります。

○都市計画税（決算額 377,290 千円）

（千円）

都市計画区域のうち市街化区域内の土地と家屋を対象に課税しているもので、街路や公園、下水道などの都市計画関連事業に充てられます。

区分			一般財源額	うち都市計画 税充当額
当該年度事業費	都市計画事業費	都市計画下水路	500, 123	165, 773
		公園事業	0	0
		街路事業	259	86
	公営企業における都市 計画事業繰出		1, 288	427
公債費等	都市計画事業関連の地 方債償還額		224, 873	74, 537
	公営企業における都市 計画関連の地方債償還 額繰出		411, 707	136, 467
合計			1, 138, 250	377, 290

○入湯税（決算額 1,187 千円）

（千円）

鉱泉浴場の入湯客に一人1日につき 20 円(宿泊を伴う場合は 150 円)を負担していただいているもので周辺の観光振興施設の維持管理に充てられます。

区分	一般財源額	うち入湯税充当額
観光振興施設	32,201	1,187
合計	32,201	1,187